羽島特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1　いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

> **いじめ防止対策推進法：第２条**
> **「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**

当校では、「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

（２）いじめ防止のための基本的な姿勢

・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
・児童生徒、職員の人権意識を高める。
・いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
・いじめ問題について保護者・地域そして関係諸機関との連携を深める。

2　いじめの未然防止のための取組

（１）いじめ防止等の対策のための組織

〔組織の名前〕

いじめ防止対策委員会

〔組織のメンバー〕

・学校関係者（校長、教頭、部主事、教務主任、支援センター部長、教育相談担当、生活支援部長）
・第　三　者（臨床心理士、地域代表、ＰＴＡ会長）

〔組織の開催〕

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止対策委員会を組織する。
・年２回（６月と２月）いじめ防止対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。
・職員は速やかに、いじめ防止対策委員会にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

・学校評価において、いじめの事実が隠蔽されないように、いじめの発生の場合の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

・いじめの有無やその多寡のみの判断をするのではなく、いじめ問題への具体的な達成状況を評価する。

（２）いじめ防止に向けた取組

①　いじめについての共通理解

・校内研修や職員会議で当校の基本方針の周知を図り、全校あげていじめ根絶に向けた取組を行う。

・学校だよりやＨＰ等を活用し、いじめ防止についての啓発を行う。

②　いじめに向かわない態度や能力の育成

・自分のよいところ、友だちのよいところを見つけ、認めることのできる環境づくりをする。

・学習規律（時間を守る、姿勢、発表の仕方、聞き方など）を守って活動に取り組む態度を育成する。

・自他の物を区別し、大切に扱う心を育成する。

・携帯電話、スマートフォン、インターネット等のきまりづくりをし、家庭との連携を図りながら、マナーやルールを守る態度を育成する。

③　いじめが起きにくい集団の育成

・全ての児童生徒が活躍し、わかる授業づくりに努める。

・全ての児童生徒が安心・安全に過ごすことのできる学校づくりに努める。

・職員の人権意識の向上に努める。

・保護者同士のコミュニケーションがより図れるようＰＴＡ活動を活発に進める。

④　児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

・いじめの未然防止となるように、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

・集団の一員としての自覚や自信（自己有用感）を育むことにより、互いのよさを認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係や学校つくるとともに、当校職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

⑤　いじめについての学び

・正しい判断力を育成することのできる活動を設定する。

・いじめに気付いた時、傍観者とならず、教師や保護者に伝えることのできる態度を育てる。

・いじめる側や傍観者にならず、いじめをなくしていこうという気持ちを育てる。

⑥　職員研修

・いじめへの気付きの目を養い、人権感覚を磨くため、年1回の職員研修を実施する。

（３）いじめの早期発見に向けた取組（別紙「早期発見・事案対処マニュアル」を参照）

・児童生徒の些細な変化に気付く職員の目を磨く。

・気づいた情報を、学年会や部会等で、確実に共有する。

・情報に基づき速やかに対応する。

・生活に関するアンケートを年３回実施し、いじめの早期発見を徹底する。アンケートの質問票の原本等の一次資料及びアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は指導要録との並びで保存期間を卒業後５年とする。

（４）年間計画（学校いじめ防止プログラム）

月	行　　事	取　組　内　容
4	始業式・入学式 全校集会 担任との面談（教育相談） 保護者懇談会（在校生）	・「新しい学級」「新しい学年」等、学級や学年、学部ごとに仲間づくり ・新転入生を迎える会 ・学校生活等についての相談や支援の確認等 ・個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに目標や支援の確認
5	保護者懇談会（新入生） 委員会活動	・個別の教育支援計画や個別の指導計画の目標や支援の確認 ・委員会活動を中心としたいじめ防止の取組
6	第1回いじめ防止対策委員会 ＭＳＬ・ＭＳＪの啓発活動	・本年度方針や実施計画の策定 ・ＭＳ活動を中心としたいじめ防止の取組
7	第1回生活アンケート調査 担任との面談（教育相談） 全校集会	・いじめ実態把握 ・学校生活等についての相談 ・校内交流
8	夏休みの生活	・家庭での役割、地域の方とのふれあい等
9	保護者懇談会 運動会	・保護者との情報共有、後期の目標や支援の確認等 ・行事への主体的な参加、活躍、認め合い等
10	全校集会	・校内交流
11	委員会活動	・委員会活動を中心としたいじめ防止の取組
12	学校祭 第2回生活アンケート調査 担任との面談（教育相談） 全校集会	・行事への主体的な参加、活躍、認め合い等 ・いじめ実態調査 ・学校生活等についての相談や個別の教育支援計画の評価、見直し等 ・校内交流
1	ＭＳＬ・ＭＳＪの啓発運動	・ＭＳ活動を中心としたいじめ防止の取組
2	第2回いじめ防止対策委員会	・本年度の取組の検証と課題、方針の見直し

	保護者懇談（卒業生） 全校集会	・進学先、進路先での目標や支援の確認 ・卒業生を送る会
３	第3回生活アンケート調査 担任との面談（教育相談） 保護者懇談（在校生） 卒業式・修了式	・いじめ実態調査 ・今年度の振り返りと次年度に向けての相談 ・次年度の目標や支援の確認 ・卒業生や友だちへの感謝の気持ち等
年 間	相談しやすい体制の整備 学校生活全般での指導 保護者との連携 職員研修（年1回） 道徳・人権教育	・職員やＳＣによる教育相談の実施 ・学級、学年ごとのいじめ防止に向けた指導やコミュニケーションの学習等 ・連絡帳等での情報交換、情報共有 ・人権やいじめ防止についての職員研修 ・全教育活動における道徳・人権学習

３　いじめ問題発生時の対処

（１）いじめの発見・通報を受けた時の対応

① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめる。

② いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その児童生徒の立場に立って、話を十分に聞いたうえで可能な限り早急に対応する。

③ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

（２） いじめの事実確認と報告

① 生徒指導委員会が中心となり、いじめの事実確認を行う。

② 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。

③ ２（１）により設置する「羽島特別支援学校いじめ防止対策委員会」を開催し第３者による指導やご助言をいただく。

④ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められる場合、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談し適切に対処する。

（３） いじめられた児童生徒またはその保護者への支援

① いじめられた児童生徒や保護者との面談を行うなど、寄り添い支える体制をつくる。

② いじめられた児童生徒に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用して、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

（４） いじめが起きた集団への働きかけ

① 嫌なことをされたり、言われたりしたとき、または、他の人がされている場面を見かけたときは、周りの人に知らせるようにする。

② はやしたてたり、見て見ないふりをするのは、いじめに加担する行為であることを分かりやすく理解させる。

③ 学級全体で話し合うなどして、いじめをなくそうとする態度を育てる。

④ いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

【いじめの解消の定義】

・加害行為が止んでいる状態が３か月継続し、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを目安とする。

（５） ネット上のいじめへの対応

① パスワード付サイトやＳＮＳ等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。

② ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局または地方法務局、所轄警察署の協力を求める。

③ 学校非公式サイト等ネットパトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。

（６） 「重大事態」と判断された時の対応

① 事案が重大事態である場合は、校長が県教育委員会へ報告する。詳しい調査について、学校主体か県教委主体かの判断を仰ぎ、調査委員会に全面的に協力する。

② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ 調査により明らかになった事実関係について、県教育委員会と連携を図り、いじめられた児童生徒や保護者に対して、適切に情報提供と誠実な対応を行う。

④ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

平成 29 年 10 月改訂